

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第107号  
令和2年6月24日  
警察庁交通局運転免許課長

妨害運転に対する罰則の創設に伴う講習関係通達の一部読替えについて(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則が創設されたことに伴い、「高齢者講習の運用について」(令和2年6月24日付け警察庁丙運発第13号)が発出されたことを受けて、令和2年6月30日以降、下記のとおり、対象通達の一部を読み替えることとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 対象通達

- (1) 「認知機能検査及び高齢者講習の円滑かつ効果的な実施について」(令和2年6月9日付け警察庁丙運発第9号)
- (2) 「特定任意高齢者講習の運用について」(令和元年6月12日付け警察庁丙運発第6号)
- (3) 「高齢者講習の運用に関する細目について」(令和元年8月5日付け警察庁丁運発第68号)
- (4) 「高齢者講習における原動機付自転車を用いた講習を指導する指導員について」(令和元年8月5日付け警察庁丁運発第69号)
- (5) 「高齢者講習における視野欠損測定用検査器による視野検査等実施要領の制定について」(令和元年6月12日付け警察庁丁運発第29号)
- (6) 「高齢者講習における水平視野検査器による視野検査等実施要領の制定について」(令和元年8月5日付け警察庁丁運発第70号)

### 2 読替えの箇所及び内容

(読替え前)

「高齢者講習の運用について」(令和元年6月12日付け警察庁丙運発第5号)

(読替え後)

「高齢者講習の運用について」(令和2年6月24日付け警察庁丙運発第13号)